(傍線
$\mathcal{O}$
部八
分
は
改
正
部分
$\overline{}$

第八条 法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活	第八条   法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利
の規定の適用)(仮認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条)	条の規定の適用) (特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九一
3 (略)	3 (略)
。	
朝聞が含まれるようのこ艮る。このそれざれこつゝて判定けること 四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の仮認定を受けていた	こ明罰が含まれるようこ艮る。) りされざれこうって判定けること   四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けてい
定非営利活動法人(いずれも実績判定期間中に法	利活動法人(いずれも実績判定期間中に法第四
)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅	)に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅
三 法第四十五条第一項第九号(同項第五号ロに係る部分に限る。	三 法第四十五条第一項第九号(同項第五号ロに係る部分に限る。
一•二 (略)	一•二 (略)
0	0
掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする	掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする
並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に	並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に
の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ	の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ
2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前	2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前
第六条 (略)	第六条 (略)
規定の適用)	規定の適用)
(合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の	(合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の
現行	改正
(信義の音分に己宝子)	

度の て準 あるのは ないものである場合における法第五十八条の規定の適用につい 定非営利活動法 前 同 **E**条第二 とする。 崩 日。 一末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、 初日においてその合併の日以 法 する法第四十四条第一 人が合併後存続した特定非営利活動法人で同 以下この項において同じ。 二年 一項中 人又は合併によって消滅した各特定非営利 「五年」 内に終了した」と、 とあるのは 二項 の申 後 請書を提出しようとする事業年 「以前」 以前二年内に終了した当該特 年を超える期間が経過 「二年」とあるのは 五年」 と 条第二項 その合併 三年) .活動法· にお して  $\neg$ \_ ح ては  $\mathcal{O}$ H 人

2 · 3 (略)

4 非営利 活動 第五 る特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法 とあるの 終了していない場合にあっては、 書を提出しようとする日の前日において、 る期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後 で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提 合併」とあるのは 項 前 活 法 中 一十九条の規定の適用について準用する。 動法人又は合併 三項の規定は、 人及び合併」 活 「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、 <u>.</u>動法. 「設立前 人又は合併」 「第五十八条第二項におい とあり、 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとす とあるのは Ł, とあり、 それぞれ読み替えるものとする。 及び前項中 その設立」と、 「合併」 第二項各号中 「当該申請に係る特定非営 と、 設立後最初の事業年度が この場合におい て準用する前 第二項中 同項中 「当該特定非営利 「当該 「合併前 項の 年 中を超え 特定 その 申 請 第 出

〈認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的

前日。 るのは 非営利活動法 該 1 潍 同  $\mathcal{O}$ 動 [条第] とする。 (末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、 ものである場合における法第五十八条の規定の適用につい |法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第| 用する法第四十四条第一 初日においてその合併の日以後 以下この項において同じ。 [二年] 一項中 人又は合併によって消滅した各特定非営利 「五年」とあるの 内に終了した」 一項の と は 申 請書を提出しようとする事 以前 以 年を超える期間が経過 前五年」 二 一年内に終了した当該特定 年 とあるの と その 年 合併の 活動 一項に は 」とあ 、ては、 法 業 お 7 不年度 日 (当  $\mathcal{O}$ な  $\mathcal{O}$ 7

2 · 3 (略)

4 併 項中 同条第一 あるの 動法人及び合併」 営利活動法人又は合併」 期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第 特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で 活動法人又は合併」とあるのは 了していない場合にあっ を提出しようとする日の 五十九条の規定の適用について準用する。 ようとする事業年度の 前三 とあるのは 「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、 項の規定は、 一項において準用する法第四十四条第 「設立前」 「第五十八条第一 とあり、 Ł, 法第五十八条第一 初日においてその設立の日以後 ては、 それぞれ読み替えるものとする とあり、 前日において、 及び前項中 その設立」と、 「合併」 一項において準用する前項の 第 一項各号中 項の仮認定を受けようとする 「当該申請に係る特定非 と 設立後最初の この場合におい 第 一項の 同項 「当該 項中 中 申 特定非営利活 事業年度が 請書を提出 「当該 「合併前 年を超える 7 **吟特定非** その合 申請 営利 第 終 書

(認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的

## 読替え等)

法人。 第二項 営利 非営利 るのは と 三項中 第四 設立する場合にあっては、 設立」とあるのは 定を受けようとする場合にあっては、 滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法 あるのは 動法人が次条第一 続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活 適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは 第二号イ中 人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度 (同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項 法第四十五条第一 十四条第二項ただし書中 後存続する特定非営利 活 以下この項において同じ。)の各事業年度のうち」と、 |各事業年度| とあるのは「合併後存続する特定非営利活 の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」 動法人又は合併によって設立した」と、 第四十五条 法第六十三条第五項 活動法人又は合併によって設立した」 「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」と 「第六十三条第一 T  $\mathcal{O}$ 活 「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によっ i動法人 うち は、 「当該申請に係る」とあるのは 直 合併によって消滅する各特定非営利 項第一 永並びに 変 一前に終 (合併によって特定非営利 「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併に 項中 項の認定の申請に係る合併後存続する特定 号ハに掲げる基準に適合する」 第四十九条の規定を準用する場合には、 Ţ 合併によって消滅する各特定非営利 の規定により法第四 した事業年 活動法人又は合併によっ 「前条第一 「次条第一項第一号ハに掲げる基準 一度の 二年)」とあるのは 項の認定の申請をした」 末日 「合併後存続する特定非 Ł, 活動法人を設立する場 同項 十四四  $\mathcal{O}$ 同項 꽢 て消 第八号中 条第一 日 活 とあるの 第 ح 法 滅 「合併後存 号口 項 二年」 する各特 同 及び 前 マそ とあ て消 は 及び  $\mathcal{O}$ 動法 五 人を 条第  $\mathcal{O}$ 活 各 認 法 第  $\mathcal{O}$ 条 動

## 読替え等)

第 事業年 るのは 三項中 ۲, 法 九条 設立」とあるのは 第 第 ۲, 設立する場合にあっては、 滅する各特定非営利活動法人 続する特定非営利活動法人又は合併によって設立 定非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場 営利活動法人又は合併によって設立した」 非営利活動法人又は合併によって設立した」 定を受けようとする場合にあっては、 年 あるのは 動法人が次条第 第四十四条第二 合にあっては、 合併後存続する特定非営利活動 人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度 適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは 項、 項 一号イ中 同 法第四十五条第 以下この項において同じ。 度  $\widehat{\mathcal{O}}$ 各事業年度」とあるのは 1項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が 第四十五条並びに第四十九条の 法第六十三条第五項の 「第六十三条第一 へのうち 申請書を提出した日を含む事業年度の 第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人 「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によっ 「当該申請に係る」 直 一項ただし書中 合併によっ 項 第 前に終了し 「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併に 項中 項の認定の申 号ハに掲げる基準に適合する」 て消滅する各特定非 合併によって消滅する各特定非 「前条第 した 事 規定により法第四 (合併によって特定非営利 とあるのは 法人又は合併によって 次条第 「合併後存続する特定非営利活動 ) の各事業年度のうち」と、 業年 ·請に係る合併後存続する特定 項の認定の申 規定を準用する場合には、 度 年)」 項第 0 Ł, 末日 「合併後存続する特定非 ۲, 初日」 営利 同項 とあるの 号ハに掲げる基準  $\mathcal{O}$ 翌日 同 L 应 活動 ]条第1 第 項 請をした」とあ た特定非営利活 とあるの 八号中 消滅する各特 第 柯活動法 弘法人) کر は 「合併後存 号口 営利 同 項 項 の 及び 二年」 「前条 て消 [条第 及び は  $\hat{\mathcal{O}}$ 人を 活 五 各 認 法 第 動

非営利 に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立す る特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利 る」と、 の認定の申請をした」 って設立した特定非営利活動法人」と、 十九条第二項及び第三項中 人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」 の申請をした」とあるのは 人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によ て消 人を設立する場合にあっては、 活 活動法人でないものの設立」と、 動 法 滅する各特定非営利活動法人(合併によって特定非営 「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同 人 であって認定特定非営利活動法人又は特例 とあるのは 「当該認定に係る認定特定非営利 「同項の認定の申請に係る合併後存続 「第六十三条第 合併によって消滅する各 それぞれ読み替えるものと 同条第二項中 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 前 認定の と 項 条第 認 **汽活動法** 法第四  $\hat{O}$ 特 活 定 認定 申 動法 特定非 利 項 請 す

動法 非営利 同じ。 第二項において準用する法第四十四条第三項中 併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定 合併によって消滅する各特定非営利 特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利 けようとする特定非営利 用する法第四十四条第三項、 て準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二 (合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっ 人又は合併によって設立した」 定 活 の各事業年度のうち」  $\mathcal{O}$ 申 法 人の各事業年度」 た とあるの 活動法人の」とあるのは「合併後存続 法第五十九条及び法第六十二条にお کر ٢, は と 法第五十九条中 活動法人。 「各事業年度」 「合併後存続する特 同条第二号中 以下この 第一 とあるの 一項に、 前 項の認定を受 法第五十八条 「その設立 項にお 定非 条第 お 営利 ては は 活 1 項 合 いて する て準 動  $\mathcal{O}$ 法

2

営利 九 が 特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利 申請をした」とあるのは 営利活動法人でないものの設立」と、 る て設立した特定非営利活動法人」と、 係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立 認定の申請をした」とあるのは 動法人を設立する場合にあっては、 よって消滅する各特定非営利活動法人 条第一 と とあるのは :政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」 活動法人) 一項及び第三項中 一政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同 「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によっ であって認定特定非営利活動法人又は仮認定特定 「当該認定に係る認定特定非営利活動法 同 項の 「第六十三条第一 認定の申請に係る合併後存続する 合併によって消滅 それぞれ読み替えるものとす 同条第一 (合併によって特定非営利 二項中 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ Ł, 認定の 「前条第 する各特 1項の 法第四 活動 認定 申 立する 清に 項の 定非 法 +

2 法人又は合併によって設立した」仮認定の申請をした」とあるのは 非営利 同じ。 特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動 第 用する法第四十四条第三項、 併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定 合併によって消滅する各特定非営利 けようとする特定非営利活動法人の」 て準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、 法第六十三条第 (合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては) 一項において準用する法第四 活 動法人の各事業年度」 各事業年度のうち」 五項の規定により法第五十八条第 法第五十九条及び法第六十二条にお と ٤ 一十四条第三項中 は と 「合併後存続する特定非 法第五十九条中 活動法人。 「各事業年 とあるのは 同条第二号中 度 以下この 第 「合併後存続 とあ 「その 法第五 「前条第 一項に 項 るの 項において の認定を受 設立 営利 お **山**十八条 活 する 項 7  $\hat{\mathcal{O}}$ 法

て消 又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、 非営利活動法 用する法第四十九条第二項及び第三項中 人でないものが、 滅する各特定非営利 て特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、 法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によ 定非営利活動法人でないものが、 特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法 法人の設立の日のうち最も早い日)」とあるのは である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利 該特定非営利 である場合にあ 日 合併によって消滅する各特定非営利活動法人) 人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては 「第四十四条第一 えるものとする。 (当該特定非営利活 滅した各特定非営利活動法 人」とあるのは 活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人 っては当該 項」とあるのは「合併後存続する特定非営利 第四十四条第一 活動法人) 動法人が合併後存続した特定非営利 は特定非営利活動法人又はその合併 「合併後存続する特定非営利活動法 であって特例認定特定非営利 人の設立の日のうち最も早 項」 その設立の日」 Ł, 「当該認定に係る認定特定 法第六十二条にお であって特例認定特 Ł, 「合併後存続する 合併によっ それぞれ読み 同条第三号中 活 活動法 によ 1 日 動 て準 活 活 法 当 人 0 動 動 0 人

消

3 き法 活動 によって消滅する各特定非営利活動法人 用 否かの判定は、 非営利活動法 する場合において、 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準 法 5第六十三条第五項におい 人を設立する場合にあっては、 第四 人。 号 次の各号に掲げる基準に応じ、 以下この項において同じ。 ハ及び 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併 並びに第九号に掲げる基準に適合するか て準用する法第四 合併によって消滅 (合併によって特定非営利 0 当該各号に定めると 十五 実績判定期間 条第 する各特定 項 第 に 号

> 四十四条第 営利活動法人でないものが、 特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法 併によって設立した特定非営利活動法人」 活動法人」とあるのは 法第四十九条第二項及び第三項中 る各特定非営利活動法人) 併によって消滅する各特定非営利活動法人) ある場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動 ものとする。 定非営利活動法人を設立する場合にあっては、 及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって特 定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法 人の設立の日のうち最も早い ある場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその もの (合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、 (当該特定非営利活動法人が合併後存続 滅した各特定非営利活動法人の設立の が、 第四十四条第 項」とあるのは 「合併後存続する特定非営利活動法人又は合 項」 であって仮認定特定非営利活動 月 その設立の 「合併後存続する特定非営利活動 ٢ 」とあるのは 「当該認定に係る認定特定非営利 法第六十二 <del></del> 日のうち最も早 した特定非営 ٤, Ł, であって仮認定特定非 一条において準用 それぞれ読み替える 合併によって消滅 「合併後存続する特 同条第三 1利活 合併によっ 一号中 法人でな 日 動 法 法 一人で 当該 する 人で ず 合 法 7

否かの判定は、 非営利活動法人。 によって消滅する各特定非営利活動法人 用する場合におい き法第六十三条第五項にお 活動法人を設立する場合にあっては 第 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三 第四 号 次の各号に掲げる基準に応じ、 以下この項において同じ。 . て、 及び 合併後存続する特定非営利活動法 並びに第九 1 て準用する法第四 号に掲げ 合併によって消滅 (合併によって特定非営利 当該各号に定めると る基準 0 十五条第 実 (績判定期間につ -に適合するか 項の規定を進 でする各特定 【人及び合併 項 第 号

3

1

ころにより行うものとする。

## • 二 (略)

4 特例 によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、 利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人 た日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営 よって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出 係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併に により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合す あっては、 営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合に 後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非 了した事業年度の末日の翌日」と、 るか否かを判定する場合においては、 って消滅する各特定非営利活動法人)の各事業年度のうち直前に終 えるものとする。 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の 認定特定非営利 合併によって消滅する各特定非営利活動法人)であって 活動法人でないものの設立」と、 「その設立」とあるのは 同項第二号イ中 それぞれ読み 「当該申請 合併によ 「合併 (合併 規定 L

併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準

ころにより行うものとする。

## · \_\_\_\_\_\_\_(略)

ものに限る。)のそれぞれについて判定すること。
定又は法第五十八条第一項の仮認定を受けていた期間が含まれる利活動法人(いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営号(同項第五号口に係る部分に限る。)に掲げる基準 合併後存法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九

4

利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併 係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併に るか否かを判定する場合においては、 により法第四十五条第一 仮認定特定非営利 あっては、 営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合に 後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非 了した事業年度の末日の翌日」と、 によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、 た日を含む事業年度の初日」とあるのは よって設立した」と、 えるものとする。 って消滅する各特定非営利活動法人) 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一 合併によって消滅する各特定非営利活動法人) 活動法人でないものの設立」 同項第八号中 項第二号及び第八号に掲げる基準に適合す 「前条第二項の申請書を提出 「その設立」とあるのは の各事業年度のうち直前に終 同項第一 「合併後存続する特定非営 一号イ中 と それぞれ読み替 「当該申請 であって 号の 合併によ 「合併 規定

併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準

により行うものとする。 の判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところの項において同じ。)の実績判定期間につき法第四十五条第一項第の項において同じ。)の実績判定期間につき法第四十五条第一項第にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下こ非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合

· | (略)

により行うものとする。の判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところの項において同じ。)の実績判定期間につき法第四十五条第一項第にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下こ

非営利活動法人(合併によって特定非営利活動法人を設立する場合

1。 利活動法人であるものに限る。)のそれぞれについて判定するこれって消滅する各特定非営利活動法人(いずれも仮認定特定非営)に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併に法第四十五条第一項第九号(同項第五号口に係る部分に限る。

کی

(略)

6

6

(略